

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

役員報酬の改正

Q：平成10年度に改正された役員報酬等の取扱いについて教えてください。

A：役員親族等である使用人に対する過大な給与、及び不正の行為によって支出した役員報酬は損金不算入とされます。

【解説】

平成10年度の改正では、役員親族等に対する報酬と、役員報酬の損金算入に係る見直しが行われています。

役員親族等に対する報酬に係る見直しは、役員親族等である使用人（特殊関係使用人）に対する過大な給与について損金の額に算入しないこととするもので、この取扱いは使用人に対する給与だけでなく賞与や退職金についても、過大な部分は損金不算入とされます。過大とされる基準については、政令に委ねられています。法人税法施行令の「過大な役員報酬の額」等が参考になりそうです。

次に、役員報酬の損金算入に係る見直しとは、簿外処理された金員等を役員報酬に充てた場合には損金不算入とするもので、この見直しは、不正計算による役員報酬の支出に歯止めをかける目的があります。従来は、税務調査において不正計算による簿外資金を把握しても、それを役員が定時定額に費消していた場合には、役員報酬として認定せざるを得なかったものが、今回の改正によりそのような支出については、損金不算入とされることが明確になりました。

これらの改正は平成10年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

